

日本における外国人管理の歴史的考察：  
退去強制の刑罰性を検討する一助として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 足立, 昌勝 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008934">https://doi.org/10.14945/00008934</a>

# 日本における外国人管理の歴史的考察

——退去強制の刑罰性を検討する一助として——

足 立 昌 勝

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 日本資本主義の発達と外国人法制
- 三 独占段階と外国人法制
- 四 むすびにかえて——敗戦・それ以後の外国人法制

## 一 はじめに

ここ数年、春になると、毎年（七〇年を除く）「出入国管理法案」もしくは「出入国法案」が国会に上程され、審議未了で廃案になるというパターンが繰り返されている。何故にかくも強行に「出入国管理令」の全面改正を行なわなければならぬのであろうか。政府のあげる改正骨子としての、出入国手続の合理化・簡素化および在留管理の合理化などに反対するつもりはないが、しかし現実の在留管理なり出入国手続なりは、現行出入国管理令の部分改正で行なわれているのである。やはり政府の意図する全面改正のうらには、「日本軍国主義の復活」があるのではないであろうか。<sup>1)</sup>すなわちこ

の全面改正問題の分析視点は、日本資本主義の発展・展開とそれに規定された外国人管理ということに求められるべきであらう。わたくしは、本稿で、この視点からわが国の外国人管理の歴史的展開を分析せんとした。そこでの重点が、第二次世界大戦以前、特に日本独占資本主義成立期およびそれ以前に傾いたのは、第二次大戦による敗北以後の外国人管理について、すでに多くのものが発表されており、<sup>(2)</sup> それにつけ加えるべき何ものをもわたくしが持っていないからである。

わたくしが本稿に着手するきっかけは、退去強制は当該外国人にとって「刑罰」ではないかという疑問である。すでにアメリカでは、一八九三年に最高裁判所のブルワー裁判官は「退去強制は刑罰である。それは、先ず最初に逮捕し、自由を剝奪し、次には、家族、家庭、仕事又は財産からの離別である。そして、海の彼方の遠い土地に追放することは刑罰である。しかも、それは往々にして最も峻厳かつ残酷なものである」と述べており、<sup>(3)</sup> さらに下って、最高裁判所は一九四五年に「退去強制は技術的には刑事手続ではないが、それは退去強制される外国人に煉獄の苦痛を与えるものであり、この自由の国において居住し、生活し且つ働く権利を剝奪するものである。このような退去強制は刑罰であり、時には最も重い刑罰であることは疑いの余地がないところである」といい、<sup>(4)</sup> 一九四八年には「それは徹底した措置であり且つ時には追放又は遠流と同様なものである。それは不行状に対するこの国における居住の剝奪である。そのような剝奪は正に刑罰である」と述べている。<sup>(5)</sup>

またわが国の最高裁判所は、一九五〇年（昭和二五年）に「いやしくも人たることにより当然享有する人権は不法入国者と雖もこれを有するものと認むべきである」と<sup>(6)</sup> いったのであるが、その後、それより進歩した判決が出されず（判例は後退したように思われる）、未だ退去強制が刑罰であるということは言われていない。

このような現状の中で退去強制の刑罰性を問題としていくには、日本における外国人管理が、歴史的に資本主義の発展とどうからんでいるのか、又退去強制はどのような形で認められてきたのが明らかにされなければならない。わたくしが、副題として「退去強制の刑罰性を検討する一助として」と掲げたのは、この理由からである（外国人法制はわたくし

の専門外であるがゆえに、つたない誤まりを犯しているかもしれないが、その点については専門家（研究者）の寛容をまっほかにない。

- (1) 宮崎繁樹「出入国管理法案の問題点」法律時報四三卷（昭和四六年）六号、七七頁参照。
- (2) 白書として、法務省入国管理局編「出入国管理白書」（昭和三四年）、同編「出入国管理とその実態」（昭和三九年）、同「出入国管理行政二〇年の歩み」法曹時報二三卷（昭和四五年）四三三号三九頁以下、同編「出入国管理とその実態」（昭和四六年）、同「昭和四七年における出入国管理の概況」法曹時報二五卷（昭和四八年）一〇号一〇八頁以下があり、研究としては、宮崎「日本における外国人の法的処遇」（同編著「亡命と入管法」築地書館、一九七二年、所収）、在日朝鮮人の人権を守る会編「在日朝鮮人の法的地位」（一九六五年）所収の諸論文、法律時報四一卷（昭和四四年）四号所収の諸論文、和田英夫「強制送還と入管行政」ジュリスト四〇二号（一九六八年七月一日）、ジュリスト四八三号（一九七一年七月一日）所収の諸論文および宮崎「出入国管理法案の問題点」などがある。
- (3) 川原謙一「米國退去強制法の研究」鹿島研究所出版会（昭和三九年）二八頁。
- (4) 川原、前掲書、二九―三〇頁。
- (5) 川原、前掲書、三〇頁。
- (6) 最判民集四卷二二号六八三頁以下、とくに六八六頁。

## 二 日本資本主義の発達と外国人法制

1 すでに産業革命を経過してきた欧米資本主義は、一九世紀の五・六〇年代には、保護貿易主義から自由貿易主義へ、すなわち絶対主義的外交政策から産業資本主義的外交政策へと転換しつつあった。その例を先進資本主義国であるイギリスに求めると、その領土的・通商的野心の対象となったのは、まずインドであり、ついで中国であった。一六〇〇年に設立された東インド会社を通じての対インド外交政策は、政治的・軍事的・暴力的性格を帯びていた。その結果、一九世紀の中頃には、インドのほぼ全土を植民地として隷属させることに成功した。さらに、一八一九年にはシンガポールを

占拠し、アヘン貿易の増大と相まって、商業資本の前進基地として、中国のいずれかの地の獲得を熱望し、<sup>(1)</sup>アヘン戦争をおこし、一八四二年に南京条約を結んだ。この南京条約は、中国を欧米資本主義に対して不平等の状態におとし入れた最初の条約である。<sup>(2)</sup>

このようなアジア情勢の中で、日本は孤立した存在でいることは、もはやできなくなっていた。

徳川幕府の鎖国政策の脅威となった最初の国はロシアである。ロシア人は執拗に日本を開国させようと努力した——ラックスマン（一七九二年）、レザノフおよびクルウゼンシュテルン（一八〇四年）、ゴロヴニン艦長（一八一一年）の渡航——が、いずれも成功しなかった。

これに対しイギリスは、より積極的な方法で幕府に開国を迫ったのであるが、イギリスを取り巻く世界情勢が、それ以上のことを許さなかった。その間隙をぬって、アメリカは一八五三年にペリーを浦賀に入港させ、翌年には日米和親条約<sup>(3)</sup>を無理矢理に押しつけ、幕府が二世紀以上にわたって維持してきた鎖国政策を打ち破り開国させたのである。<sup>(4)</sup>さらに一八五八年には、軍事力を背景にしたハリスが、「敗戦によって条約を押しつけられること、清国の前例を避けることを説き、日本にもその危険性のあることをいささか誇張し」<sup>(5)</sup>て、通商条約の締結を要望した結果、日米修好通商条約が結ばれた。ここにおいて、日本は、世界資本主義経済の一環に組み入れられ、今後、資本主義的に発達することが予定されたのである。<sup>(6)</sup>

この日米修好通商条約は、自由貿易と開港・開市を約し（第三条）、片務的な協定税率制を採用し（第四条）、治外法権（領事裁判権）を認め（第六条）、居留地制<sup>(7)</sup>を取り入れた（第三条）。この不平等条約は、また、日本の外国人法制の先鞭をつけたものである。それによれば、箱館、神奈川、長崎、新潟、兵庫の各港が開かれ、条約締結国の国民は、これらの港で貿易のため、居留および借地、建造物購入、住宅・倉庫の造営が許され、さらに江戸、大坂には商売のためにのみ逗留することができた。公使・外交代表・総領事は、国内旅行を自由にできたが、それ以外の一般人は、原則として開港の

場所から十里四方にかぎってのみ、自由に旅行することができた（第七条、例外あり）。

この不平等条約により、鎖国をもっとも大きな支柱の一つとしてからくもささえられていた封建経済と、その全上部構造は、「密封された棺に注意ぶかく保存されたミイラが外気に触れると分解するように」<sup>(9)</sup>急速に分解しはじめたのである。その結果、輸出入が増大し、それを通して一部にマニユファクチュアが生まれ、好景気が出現した。しかしその好景気は、一握りの富農やマニユファクチュア資本家のものであり、一般的にはかえって物価の昂騰を招き、一般民衆および下級武士の生活は、ますます苦境におちいった。さらに日本では、当時、金と銀とのバランスが、世界と比べて異常なほど金が安かったので——世界の比率が一对一五であったときに、日本のそれは一对六あるいは五であった——<sup>(10)</sup>、銀の流入、金の大量流出を招き、物価騰貴と経済混乱、民衆の生活困難に拍車をかけた。その結果、新たな百姓一揆が起り、下級武士による幕府高官の暗殺が頻発した。かくして幕府が従来維持してきた「封建制度の機構は西洋の貿易と思想の侵入によって寸断され」<sup>(11)</sup>てしまい、幕府の権威は失墜していった。

また幕末以降の貿易で支配的地位にあったイギリスは、対日政策の基本として、次の三つのものを持っていた。<sup>(12)</sup> (1) 武力の行使は避け、外交交渉により通商の確保と発展を望んでいること、<sup>(13)</sup> (2) 封建支配者のもつ攘夷の無謀性を悟らせるためには銃火をも辞さなかったが、あくまでも封建支配者内部の開明派の育成に力を注ぎ、そこに外交危機打開の希望をかけたこと、<sup>(3)</sup> 貿易発展の障害となる封建制の廃止を希望したが、下からの急激な革命をきらい、上からの漸次的改革の途を要望したこと。<sup>(15)</sup> この基本方針は、初代公使オールコックから二代目公使パークスに受け継がれた。パークスは、そうした上からの改革のために倒幕派を助けて、新しい日本の統一政権を樹立しようとしていた。

ところが一方では、当時対日貿易において劣弱な地位にあったフランスの公使ロッシューは、あくまでも幕府を援助して、幕府の下での統一政権を維持し、援助の代償として特権の獲得を希望していた。幕府もまたフランスを頼り、その資本と技術の援助の下で、横須賀製鉄所を建設した。さらにロッシューの指導の下で長州征伐を試みた。このような幕府とフ

フランスとの結びつきについては、「独占的色彩の濃い政治的軍事的性格のものであった」といふことができる。

このようなフランスの意向・努力にもかかわらず、歴史の流れ——すでに始まった幕府崩壊への道——は、とどまるところを知らず、結局、一八六七年に第一五代將軍慶喜は、政權ならびに位記の返上を天皇に奏上した。ここにおいて、一六〇三年に家康が江戸に開いた幕府は滅亡したのである。

2 かくして登場した明治政府は、資本主義經濟を早急に、欧米資本主義と対等もしくはそれに近いところまで發展させるべく、歴史的に運命づけられていたのである。その進展の早急さのゆえに、日本における近代國家樹立のための具体的變革は、民主主義的代議制度を通じての人民大衆の手によってではなく、少数の官僚によって達成されたのである。すなわち國威を發揚し、國權を創出するという大義名分の下で、上からの力で日本資本主義の欧米化を推進することになったのである。しかしその欧米化の本質は、不平等條約を押しつけた外国人（欧米人）に対するコンプレックスのあらわれとみることができる。そのことは、外国人法制においても例外ではない。

まず、一八六八年（明治元年）一月一日に、太政官布告「外国和親取結ノ事」を發布し、その中で

朝議之上断然和親條約被為取結候就テハ上下一致疑惑ヲ不生大ニ兵備ヲ充實ニ國威ヲ海外万国ニ光耀セシメ祖宗先帝之神靈對答可被為遊觀慮ニ候間天下列藩士民ニ至ル迄此旨ヲ奉戴心力ヲ尽シ勉勵可有候事

但此迄於幕府取結條約之中弊害有之候件々利害得失公儀之上御改革可被為在候猶外国交際ノ儀ハ宇内之公法ヲ以取扱可有之候間此段相心得可候事<sup>19</sup>

と述べ、不平等條約は外国と交渉して改めるから、その間は従来の法（條約）に従って外国人を扱うことにした。さらに同年二月一七日には、太政官布告「外国交際ニ付御布令」を出し、外国との交際は「上代崇神仲哀御兩朝之頃ヨリ年ヲ逐テ盛ニ成」ってきたものであり、現在においては「唯急務トスル処ハ時勢ニ応シ活眼ヲ開キ従前ノ弊習ヲ脱シ聖徳ヲ万国ニ光耀シ天下ヲ富嶽之安ニ置キ列聖在天之神靈ヲ可奉慰上下萃テ此趣旨ヲ可奉謹承候事<sup>20</sup>」といつて、日本は鎖國政策へ後

もどりせず、外国と和親する旨明らかにしたのである<sup>(21)</sup>

このようにして明治政府は、開国和親の方向を明らかにしたが、これは徳川幕府末期以来の歴史的必然のことであり、世界資本主義経済の一環に組み入れられた日本経済を、世界から隔絶する方向へ動かすことは、もはや明治政府のなしうるところではなかった。それよりもここで注目すべきことは、徳川幕府が欧米資本主義国の力でもって押しつけられた不平等条約の遵守をうたっていることであり、今後その条約にもとづく外国人法制を、国内法体制の一つとして樹立せんとしていることである。その萌芽的なあらわれは、同年三月一四日の「五榜の札」<sup>(22)</sup>の中にすでにあらわれている。その「定」第一札で「人を殺し、家を焼き財を盗む等之悪業あるまじく事（傍点は筆者）」と規定したうえで、さらに外国人の殺傷に對しては、第四の覚書で禁じている。それによれば、

#### 第四札 覚

今般王政御一新ニ付朝廷之御条理ヲ追ヒ外国御交際之儀被仰出諸事於朝廷直チニ御取扱被為成万国ノ公法ヲ以条約御履行被為在候ニ付而者全国ノ人民叡旨ヲ奉戴シ心得違無之様被仰付候自今以後猥リニ外国人ヲ殺害シ或ハ不心得ノ所業等イタシ候モノハ朝命ニ悖リ御国難ヲ醸成シ候而已ナラス一旦御交際被仰出候各国ニ對シ皇国ノ御威信モ不相立次第甚以不届至極之儀ニ付其罪ノ軽重ニ随ヒ士列ノモノト雖モ削士籍至当之典刑ニ被処候銘々奉朝命猥リニ暴行之所業無之様被仰出候事

と規定している。純法理的に考察すれば、第一札の「人」の中には、日本人のみならず外国人をも含まれると解するのが妥当であり、したがって第四札は注意書き程度のものとみるのが妥当であろう。しかし歴史的に考察すれば、二〇〇年以上に及ぶ鎖国が欧米資本主義の力により打破され、その結果、明治政府が開国和親政策を採用し、欧米化に意を注いだがゆえに、たとえ「覚札」においてといえども、「五榜の札」の一つとして、外国人殺傷の禁を規定したことは、まさに、先進資本主義国でありかつ日本に不平等条約を押しつけた欧米人に対する明治政府のコンプレックスのあらわれである



う。

このコンプレックスのあらわれの具体的なものとしては、同年八月二二日の太政官布告「外国交際改テ御取結ニ付外国人へ粗忽致間敷ノ事」<sup>(23)</sup>、同日太政官達「諸藩ニ於テ私ニ外国人雇入不成ノ事」<sup>(24)</sup>、一八六九年（明治二年）三月二四日太政官布告「外国人通行ノ節往来ヲ譲リ粗暴ノ所業無之様心得方ノ事」<sup>(25)</sup>、同日太政官沙汰「酒勾川ヨリ東京迄外国人往来ノ事」<sup>(26)</sup>および同年四月五日太政官沙汰「外国人ニ対シ粗忽ノ振舞致間敷ノ事」<sup>(27)</sup>を挙げる事ができるであろう。さらに、一八七〇年（明治三年）二月には、外務省より「外国人雇入方心得条々」<sup>(28)</sup>が出され、外国人を雇い入れることが認められ、同年五月一九日太政官布告「諸官省府県ニテ外国人雇入ノ節免状可受ノ事」<sup>(29)</sup>において、諸官省府県が外国人を雇う場合には、外務省へその旨申立て、免状を受けなければならなくなった。ところで、「外国人雇入方心得条々」によれば、

雇入候外国人其雇場所ヨリ他出ハ容易ニ許スマシキ筋ナレトモ止ムヲ得ス旅為致他支配之地通行之節者護衛差出其筋々へ掛合及へキ事

と規定され、止むをえず外国人が旅行する場合には、護衛をつけ、行く先々でその旨言わなければならなくなった。さらに、同年一〇月一七日の太政官沙汰で「外国公使等旅行ノ節取扱方」<sup>(30)</sup>を定め、同一八日には、太政官布告で、東京開市に伴い、外国人が諸寺・神社へ立入ることを許し<sup>(31)</sup>、閏一〇月一二日には太政官布告で「東京在留外国人遊歩規程」<sup>(32)</sup>を定めた。このようにして、明治政府は、コンプレックスに裏うちされて、外国人と日本人とを差別し、特別に外国人を丁重に扱っているが、その反面、欧米先進資本主義が「あらゆる国民に、滅亡したくなければブルジョアジーの生産様式をとりいれるよう強制する」<sup>(33)</sup>がゆえに、政府は、封建的土地所有を基礎として、資本主義的経済の育成に努め、上からの力で原始的蓄積を強行した。すなわち、一八七一年（明治四年）七月一四日に廃藩置県を行ない、藩知事をすべて免職にし、三〇〇年近くも専制をほしのままにできた封建領主Ⅱ大名から、その領地を奪い、その権力を完全にはぎとったのである。これにより、天皇を唯一最高の絶対主義君主とする単一不可分の統一国家ができあがった。さらに一八七三年（明治六年）

七月二八日太政官布告第二七二号で地租改正条例が制定・施行された。これは従来の年貢の物納にかえて、地租として金納にさせたものである。それは、「旧封建的貢租を全国的規模で踏襲し……半隷農体制をそれ自身の基礎として、その上に立ちながら、資本の本源的蓄積を強行する」<sup>34)</sup>ものであった。この地租改正の強行により、政府は、農民を全面的に貨幣経済へ引き込み、一方では彼らの有する財産・富を税金として国家に吸いあげ、それを資金にして国营企業をいとなみ、政商を保護し、資本主義経済を育成し、国権の回復に努めたのである。さらに同年七月二〇日には、太政官布告第二五九号「日本坑法」で、鉱山採掘権をすべて政府が独占し、外国人は鉱山の試掘、鉱区の借用・経営、採鉱・精製の経営主もしくは経営参加者となることができなくなった。<sup>35)</sup>これは資源の海外流出を防ぎ、天皇制絶対主義の財政的基礎を樹立しようとしたものである。

ところが政府は、欧米化の一環として、欧米資本主義には従属する一方で、隣国の中国・朝鮮に対しては侵略政策を採用した。一八七一年七月二九日に日清修好条規<sup>36)</sup>が調印され、これにより、朝鮮が「上国」としている清と対等の条約を結ぶことによって、日本も朝鮮の上位にあることを主張し、朝鮮侵略の口実をつくらんとしたのである。一八七三年には、政府首脳部内で征韓論をめぐって政争が行なわれ、消極派が積極派を上回り、積極派は野に下った。しかし消極派も本来征韓論に対しては消極的ではないがゆえに、一八七六年（明治九年）二月二六日に日本と朝鮮との間に修好条規が締結された。この条約の立て前としては、日朝平等であるが、<sup>37)</sup>一方では、朝鮮人の日本における権利はほとんど規定せずに、日本人の朝鮮における権利は詳細に規定されている。主なものとしては、第十款で朝鮮開港地における日本の片務的領事裁判権が認められ、<sup>38)</sup>第五款では朝鮮の二港の開港とその地における通商を規定し、第七款では航海安全のための日本による朝鮮沿岸の測量が許されている。さらにその後の「朝鮮国議定諸港ニ於テ日本国民貿易規則」<sup>39)</sup>（同年八月二四日締結）では、関税に関して、

## 第七則 港税

連桅檣<sup>※</sup>ノ商船及蒸氣商船税 金五円

単桅檣ノ商船税 金二円 荷物五百石以上積

単桅檣ノ商船税 金一円五十銭 荷物五百石以下積

俱ニ附属脚艇ヲ除ク

日本政府ニ属スル諸船舶ハ港税ヲ納レス

(※ 桅檣とは帆柱のことをいう)

と規定され、関税は船舶に対して課せられるだけであつた。したがつて商品そのものに対する関税は無であり、朝鮮の関税自主権は認められていない。このことは、日本は内では欧米資本主義による不平等条約に苦しめられながら、外では力により不平等条約を押しつけ、日本の植民地主義的大陸政策の端緒をここに認めることができるであらう。

3 このような内外情勢の中で、曲りなりにも在留外国人管理といわれるものが、政府により実施された。一八七四年(明治七年)七月一〇日太政官達第八七号<sup>(40)</sup>がそれである。それによれば、

公使雇入ノ外国人自今職務上又ハ疾病等無余儀事故有之各地へ旅行候節ハ事由ヲ詳記シ其時々外務省へ申出通行免状ヲ可受(傍点は筆者)

とされている。ここでは、まず第一に外国人管理は外務省の管轄とされ、さらに、外国人が職務上又は病気などの余儀ないことで他の土地へ旅行しなければならない場合には、そのたびごとに外務省へ届け出て通行免状をもらうように定められた。その後、一八七九年(明治十二年)一〇月九日の太政官達第三八号<sup>(41)</sup>で、

旅行免状ヲ所持スル外国人旅行ノ節疾病其他不得止事故アルトキハ旅籠渡世ノ者ニ無之トモ一時宿泊セシムルモ不苦尤同時ニ必其事故ヲ詳記シ戸長役場へ可為届出若シ滞留数日ニ及フトキハ七日毎ニ為届候様可致(傍点は筆者)

と規定し、外国人が旅行の途中で病気などの止むをえざる事故で一時宿泊しても構わないが、その場合には、事故の様子

を詳記して戸長・役場へ届出ることを義務づけた。

これら二つの太政官達により、一応の外国人管理がなされ、政府・外務省は、外国人の居留地外での行状について、ごくわずかではあるが管理することができるようになった。この当時の在留外国人は、「政府や日本側商社に雇われるものほかは、貿易商業活動者が多かった」<sup>(42)</sup>のであるが、日清修好条規が結ばれてからは、「中国人で貿易商または外国人商社の使用人として来日するものが増加し、その数は当時の在留外国人のほぼ半数を占めていた」<sup>(43)</sup>といわれる。

その後の日本経済は、廃藩置県・地租改正を通じての資本の原始的蓄積の過程があまりにも急速であったがゆえに、その体制的矛盾の表現として、一八八一年（明治一四年）から八五年（明治一八年）にかけて深刻な不況がおとづれた<sup>(44)</sup>。それに対して政府のとったデフレ政策は、一方では農民や小商品生産者を没落させプロレタリア化させたが、他方では紙幣整理が進んだ結果、正貨準備は充実し、金利は低下し、公債が上がったがゆえに、その大口の所有者である政商・銀行・華族らの財産は安定した資本となった<sup>(47)</sup>。資本家は、この資本を背景に、土地を収奪され土地からきり離された農民を集めて囚人的奴隷的に搾取したので、一八八五年以降工場生産は飛躍的に増大した<sup>(48)</sup>。

このように産業資本を育成していく上で、不平等条約が桎梏となり、その条約では認められていない関税自主権を要求した。この要求はイギリスを筆頭にして、その国の経済的利益に結びつくがゆえに拒否された。そこで政府は民族の独立と利益とを守るために、法権の回復を要求することとなった。そして井上案<sup>(49)</sup>、大隈案<sup>(50)</sup>、青木案<sup>(51)</sup>を経て、伊藤博文内閣の陸奥宗光外相が一八九三年（明治二六年）七月から対英条約改正交渉を始めた。

当時イギリスは、極東で帝政ロシアとの対立を深めていた。ことに一八九一年に、ロシアがシベリア鉄道計画を公表してから、極東における優位を確保するために、イギリスは、日本をロシアに対する前哨地として利用するため日本への接近をはかっていた。また日本も、当時すでに、政府・軍部を中心に日清戦争の機会をねらっており、それにはロシアの干渉に対抗するものを必要としており、それをイギリスに求めた。かくして両国の利害が一致して、一八九四年（明治二

七年)七月一六日に、日英改正条約がロンドンで調印された。この条約により、日本は東洋ではじめて欧米資本主義国と法権については、基本的に対等の条約をもつ国となったのである(このイギリスの支持を背景にして、九日後の七月二十五日に、日本艦隊は宣戦布告もなしに豊島沖で清国艦隊を不意打ちし撃滅した。そして八月一日によりやく宣戦を布告した)。

この改正条約が施行された一八九九年七月一六日より、外国人は日本の全域で住むことができるようになり、本格的な外国人管理体制をつくらなければならなくなった。そこで内務省令により在留外国人の登録を定め、改正条約の影響を受けない外国人の居住・営業に関する勅令が公布された。

まず一八九九年(明治三二年)七月八日に公布され、一七日に施行された内務省令第三二号「宿泊届ソノ他ニ関スル件」<sup>(53)</sup>によれば、旅館などの経営者は他人を宿泊させた場合宿泊届を警察署に出し(第一条)、一戸を構えている外国人および九〇日以上同一市町村に居住する(九〇日以上居住する目的をもって居住する場合も含む)外国人は「氏名国籍職業年令居所、居住ノ年月日、前居所、外国ニ於ケル住所及携帯セル家族ノ続柄」を警察署に届出なければならず(第三条)、住所の移転(第四条)、姓名・国籍の変更(第五条)もその都度警察署に届出なければならぬ。警察署には登録簿がおかれ、届出られた内容が登録されており(第七条)、何人も登録簿の閲覧が許されかつ登録の謄本や抄本の交付を受けることができる(第八条)。警察官には宿泊届や「登録簿ニ登録スヘキ事項」についての尋問権が認められ(第九条)、その尋問に答えずもしくは真実を答えなかった場合には二十円以下の罰金に処せられ(第一〇条)、届出義務を怠った者もしくは真実のことを届出なかった者は罰金または科料に処せられた(第一一条)。

この内務省令では、在留外国人の実態の把握に重点が置かれ、在留中の活動については何らの制約も存しなかった。したがって実態把握の必要性の範囲内で、外国人には一定の届出義務が課せられ、それを懈怠した場合に刑罰を加えるとしたのである。管理の中心については、それは警察署であり、尋問するのも警察官である。つまり外国人管理を警察行政の

一環に組み入れたのであり、この内務省令は、まさに治安立法として設けられたのだということができよう。

また七月二七日に公布され、八月四日に施行された勅令第三五二号「条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住及營業等ニ関スル件」によれば、

第一条 外国人ハ条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル者ト雖從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住、移転、營業其ノ他ノ行為ヲ為スコトヲ得但シ労働者ハ特ニ行政官庁ノ許可ヲ受クルニ非サレハ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス、(傍点は筆者)

と規定し、労働者だけは行政官庁の許可を受けないかぎり、日本国内全域における居住の自由は与えられなかった。これにより労働者の入国は、原則として許可されないこととなり、その結果、低賃金労働者として世界各地に進出していた中国人の入国が、阻止されるようになった<sup>54</sup>。そのことは、「新たに韓国、清国などから仕事を求めて外国人が多数流入し日本<sup>55</sup>の労働市場が圧迫されることを警戒したもの」<sup>55</sup>であろう。

4 日清戦争に勝利し、下関条約<sup>56</sup>(一八九五年四月一七日)により台湾を領有し、約三億四千万円もの賠償金を手に入れた日本資本主義は、官営軍事工業や巨大政商資本を中心にして、飛躍的に発展した。それは、具体的には、工場・会社の総数と資本金の総数の増大となつてあらわれ、ここに産業資本が確立されたのである<sup>57</sup>。この資本主義の発展にもなつて、必然的に多くの労働者がうみだされてきたが、労働者は原始蓄積段階とかわらぬ残酷な搾取をされていたのである<sup>58</sup>。

資本主義の発展と労働者に対する苛酷な労働は、労働者を階級としてめざめさせたのである。一八九四年一月に大阪天満紡績の女工は、技師・工務係の解雇を要求してストライキをおこした<sup>59</sup>。一八九六年(明治二九年)には三重県紡績会社でもストライキがおこり、その動きは各地へと伝わっていった。このような労働者の階級的自覚のたかまりは、団結と組織化をうながし、一八九七年には城常太郎や高野房太郎らにより「職工義勇会」がつくられ、さらに高野と片山潜らにより「労働組合期成会」がつくられた。そして同年末には、期成会の努力により「鉄工組合」がつくられ、この組合は翌年

二月に、東北線一帯の列車を完全にとめるほどの、大規模かつ組織的なストライキを行なった。

このような労働運動の激化に対応して、政府は一九〇〇年（明治三十三年）、治安警察法を制定した。そこでは、

第十七条 左ノ各号ノ目的ヲ以テ他人ニ対シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽

動スルコトヲ得ス

一 労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ協同ノ行動ヲ為スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨クルコト

二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ為使用者ヲシテ労務者ヲ解雇セシメ若ハ労務ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セシメ

又ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廃セシメ若ハ労務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト

三 労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

と規定し、労働組合運動を真向から否定したのである。

政府は、このように労働組合運動を弾圧しつつ、力を朝鮮半島さらには中国大陸へと向けたのである。そこで必然的にロシアと衝突することになった。この日露戦争は、「日露双方のがわからの帝国主義戦争であったばかりでなく、それは国際的な帝国主義の対立を背景にもつていた。<sup>(60)(61)</sup>」国内的にみれば、反戦運動・社会主義運動が高まっていたが、資本主義産業は、戦時利得と軍需により生産を拡大し、飛躍的に発展した。<sup>(62)</sup>しかしそれはながく続かず、一九〇七年（明治四〇年）の戦後恐慌となつていった。この恐慌を通して、中小企業・中小銀行は続々倒産し、財閥による独占が全産業で進行した。<sup>(63)</sup>

このようにして成立した独占資本は、はやくも資本の輸出を強行し、一九〇六年南満州鉄道株式会社の設立、一九〇九年三菱の朝鮮兼二浦製鉄所の設立、同年大倉組の満州本溪湖煤鉄会社の設立が行なわれ、また一九〇八年には、朝鮮の土地や資源を略奪するための半官半民の東洋拓殖株式会社が設立された。

一方では、政府は、植民地主義的海外膨張をはかり、まず朝鮮に目を向けた。一九〇四年、第一次日韓協約と「外国人

「備聘協定」を強要し、朝鮮を日本の属国とした。さらに一九〇五年一月、第二次日韓条約で、日本は朝鮮を「保護国」とし、<sup>(64)</sup>一九〇七年七月、第三次日韓協約で、施政改善（第一条）、法令の制定及び重要な行政上の処分（第二条）、高等官吏の任免（第四条）について、日本が実質的権限を有するようになり、大審院々長及び検事総長は日本人と決められ、皇宮守衛のための陸軍一大隊を残して軍隊は解散させられた。そしてついに一九一〇年、日本は軍隊の力を背景にして韓国を併合した。

このようにして、日本は、日露戦争の結果ロシアから受け継いだ遼島半島の租借地と、ロシアに割譲させた南樺太および朝鮮と最初の植民地台湾と合わせて、いまや本土の総面積の七六%をこえる広大な植民地をもつ大帝国となった。これらの植民地で、日本資本主義のために、人民の土地を収奪し、<sup>(65)</sup>資本と商品の輸出先として、また本土への食糧と原料の供給地として開発した。

さらに一九一四年（大正三年）八月におこった第一次世界大戦に、政府は日英同盟を理由に参戦を強行し、たちまち赤道以北のドイツ領南洋諸島を占領し、欧州列強が東洋を顧みいとまがなく、かつ中国新政権がまだ微弱であるのに乗じて青島をおとし<sup>(67)</sup>いれて山東省を占領した。そしてその力を背景にして、一九一五年（大正三年）一月に中国政府に対して二十一箇条の要求をつきつけ、同年五月にはそれをのませたのである。

さらに第一次世界大戦により、海外からの戦略物資の注文で活気を帯びた日本の経済は、「大戦の長期化、交戦国の消耗戦的性格の濃化につれてますます開放される海外市場への商品輸出の伸長によって自乗され、白熱的に沸騰」<sup>(68)</sup>し、日本資本主義は独占段階へと歩を進めたのである。

(1) いわゆる三角貿易に関連して、一八三〇年頃迄は、貿易のバランスは中国に順調であり、インド・アメリカから絶え間なく中国に銀が流入した。これが、ことに一八四〇年以降は逆転し、中国からインドへと銀が輸出されるようになった。この契機をつくったのがアヘンであり、このアヘンを媒介として、イギリスは伝統的な富裕帝国Ⅱ中国に商業上の野心を向けたのである。E・H・ノーマン「日本における近代国家の成立」大窪憲二訳、岩波書店（一九六一年）四七頁、マルクス「中国とヨーロッパにおける革



命」マル・エン全集第九卷（大月書店、一九六二年）九二頁参照。

- (2) 南京条約により、中国は香港をイギリスに割譲し、廣州・厦門・福州・寧波・上海の五港を開き、イギリス人の通商を認め、イギリス商品に対して低率関税を認めた。そして翌年の追加議定書により、イギリス人の中国における治外法権を認め、開港場に租界（外国人が行政機関、軍隊、警察をもつことのできる領域）を認めた。この南京条約のもつ歴史的意思是、「これまで独立国であった中国は、主権の一部を喪失し、半植民地になりはじめた」ということに尽きるであろう（ソビエト科学アカデミー版「世界史」東京図書、一九六二年、四一五頁参照）。

- (3) 一七九六年にプロニンが海図作製のため、室蘭に淀泊し、九七年に江戸湾口に現われる。さらに一八〇八年には、日本の国防力を試そうとして、フェートン号を長崎に入港させた（フェートン号事件）。一八二四年には大隅群島の宝島において野牛を奪ったイギリス水兵と島民との武力衝突事件がおきた。これに対して幕府は、翌年に外国船打払令を出し、排外運動を助長した。

- (4) トルコ問題をめぐり、フランス、イギリスおよびロシアが対立し、一八五四―一八五六年にクリミア戦争が起り、またイギリスとフランスは中国で新たに樹立された不平等条約の維持に懸命になっていた。したがってイギリスは中国をこえて、ガリヴァーやマルコ・ポーロにのっての世界の果てに日本に、それ以上の力を費すことができなかつた。

- (5) 日米和親条約は一八五四年三月三十一日に調印された。それは十二カ条から成り、最惠国待遇を約し（第一条）、下田・箱館を開港し、薪水食糧石炭の供給を約し（第二条）、アメリカ人の待遇（第四条、第五条）、欠乏品の取引方法（第八条）等を規定し、下田に領事の駐在を認めた（第一条）。ペリーはこの条約を「初歩的ではあつたが、他日日本政府との間に成立することあるべき通商協定への前進におけるもっとも重要な一歩をなす」（ペリー「日本遠征記」―小西四郎「開国」岩波講座日本歴史第一四卷、一九六七年、一〇三頁より引用）といっている。

- (6) 日本の開国の意義について、マルクスは「ブルジョア社会の本来の任務は、世界市場を作り出すこと（少なくともその輪郭だけでも）であり、その基礎にもとづく生産を作りだすことだ。世界はまるいので、このことはカリフォルニアとオーストラリアの植民地化と、中国と日本の開国で終結するように見える」と論じている（一九五八年一〇月八日のエンゲルス宛の書簡IIマル・エン全集第二九卷（大月書店、一九七二年）二八二頁参照）。

- (7) 小西、前掲論文、一一五頁。

- (8) 居留地は、従来幕府が長崎出島で行なってきたものにならない、一定の地域に外国人を隔離し、日本人との接触をできるだけ避けようとしたものである。しかし治外法権が加わった居留地は、南京条約での租界に等しいものとなることを、幕府当局者は予知しな

かったであろう。

(9) マルクス「中国とヨーロッパにおける革命」九三頁。

(10) ノーマン、前掲書、四九頁。

(11) ノーマン、前掲書、五〇頁。

(12) 遠山茂樹「明治維新」岩波全書（一九六七年）五一頁参照。

(13) イギリスの初代公使オールコックは、「われわれの条約の目的が貿易であることはいうまでもない。貿易こそは第一かつ主要な目的である」（オールコック「大君の都」山口光朔訳、岩波文庫、一九七四年、九五頁）といい、「われわれの条約の公然たる唯一の目的は、高価な武力に訴えることなしに通商を拡張し、自由に発展させることだ。したがって、どういう条件で、そしてどの程度に極東においてこの目的を達成しうるかということはある程度確実に決定することができるなら、それはきわめて重要なことである。衝突や中絶の危険なしに新しい市場を獲得することが、マンチェスターの夢であり、広くわが製造業界の希望である」（オールコック、前掲書、二七〇頁）と述べている。

(14) このことについてオールコックは、「大英帝国を刺激して敵対行動に駆りたてたりする代わりに、条約の責務を遵守することによって平和的な関係を維持してゆく方が賢明だということを、大名たちやその支持者に教えるには、いままでよりもっと峻厳な懲罰が必要かもしれない。大名たちがどんなに抵抗しようとしても、大英帝国はいつでもこれを粉砕することができ、そしてかれらが外国筋からどんな背信的な示唆をえようとも、大英帝国は穩当な手段で効果がないなら、大名たちを粉砕するであろう」（オールコック、前掲書、一一二頁）と述べている。

(15) これに関しオールコックは、「結局いかなる政策をとろうとも、強制力をもたずに強制することは不可能だということはまったく明らかだった。大きな変化が必要だった。しかしこれは、かなりの程度の信念の変化でなければならぬ。そしていかなる教訓といえども、急によく学べるものではない。日本人の心に有益かつ恒久的であるような変化は、かれらの古い伝統と思想の習慣にたいして徐々に行なわれ、着実に一步一步前進してゆかねばならない。しかしこの遅さこそは、たとえある点では残念に思われようとも、最後の勝利をいっそう確実なものとし、勝利の完全さを保証するものである。新しい観念とか新しい原則・感情といったものは、大衆のすみずみにまで浸透することを許されるべきであるし、それに外部や下からの抵抗すべからざる圧力によるよりも、むしろ上層から下層に向かって浸透過程をたどってゆかねばならぬ（傍点は筆者）」（オールコック、前掲書、一〇六頁）と述べている。

(16) 遠山、前掲書、一六七頁。

- (17) このことをノーマンは、「他国が教世紀もかかって成しとげたことを日本は一世代のあいだに作りあげねばならなかったという事実は、日本が自由主義的な制度というような贅沢品に時間をかける余裕をもたなかったことを意味する。日本は経済上の自由放任の段階とそれに対応する政治的側面——ヴィクトリア朝の自由主義とを省略して、一気に封建制度から資本主義に飛躍した。このように、速度こそは近代日本の政治・社会形態を決定した要因である」(ノーマン、前掲書、五三頁)といっている。
- (18) 近代国家樹立の具体的変革としては、立法院・行政府・司法府の分離確立、侵略の危険を受けとめるための最新式国防軍の創設、その前提となる工業の開始、人材育成のための教育制定などがあげられるであろう。
- (19) 官令全報第一〇五号明治元年正月之部、小笠原書房(明治一八年)一一二頁。
- (20) 官令全報第一〇四号明治元年二月之部、小笠原書房(明治一八年)七一八頁。
- (21) 同様のことを、同年三月一四日の五カ条の御誓文の五番目で、「智識ヲ世界ニ求め大ニ皇基ヲ振起スヘシ」といっている(官令全報第一〇三号明治元年三日之部、小笠原書房(明治一八年)三三四頁)。
- (22) 「五榜の札」は、明治政府によって制定された最初の刑罰法規である。それは、「定・三札と覚・二札」とから成り、「定札」は不易の大法を意味し、「覚札」はそのときどきの必要に応じて発する布札を載せるものである。このうち「覚札」は、明治六年二月二四日の太政官達第六八号により「従来高札面ノ儀ハ一般熟知ノ事ニ付向後取除可申事」(官令全報第四九号明治六年二月之部、弘令社、明治一三年、一三頁)と命令され、全部撤去された。
- 「五榜の札」については、官令全報第一〇三号明治元年之部、五一六頁参照。またその具体的な解説および歴史的意義については、平野義太郎「明治刑法発達史」明治権力の法的構造(御茶の水書房、一九六六年)所収、一一八頁以下が詳しい。
- (23) 官令全報第九八号明治元年八月之部、小笠原書房(明治一七年)八頁参照。
- (24) 同書同頁参照。このように政府は外国人の雇入を禁止したが、それはすでに一八六八年閏四月二七日の政体書で、「天下ノ権力総テコレヲ太政官ニ帰ス」と宣言し、「私ニ外国人ヲ雇フ勿レ、隣藩或ハ外国ト盟約ヲ絶ツル勿レ是小権ヲ以テ大権ヲ犯シ政体ヲ紊ルベカラサル所以ナリ(傍点は筆者)」(官令全報第一〇二号明治元年閏四月之部、小笠原書房、明治一八年、八一九頁)と規定されていたのである。すでに慶喜が大政を奉還し、明治政府は発足したけれども、まだ世の中がすべて天皇制になびいていたわけではなかった。しかし戊辰戦争により、政府は旧幕勢力に致命的な大打撃を与え、自己の軍事的優位を確立することはできたが、その戦争に勝利した諸藩の藩兵が各自の藩地に帰ることにより、各藩は膨張した軍事力を抱えることとなり、再び割拠の体制にもどろうとされていた。これに対して政府は、自己の軍事的優位の下で、唯一絶対政権を確固としたものとするために、外国人の雇入を禁

止する措置に出たのであろう。

(25) 官令全報第九一号明治二年三月之部、小笠原書房（明治一七年）七―八頁参照。

(26) 同書八頁参照。

(27) 官令全報第九〇号明治二年四月之部。小笠原書房（明治一七年）二頁参照。

(28) 官令全報第八三号明治三年一・二月之部、小笠原書房（明治一六年）二三頁以下参照。その中には、外国人を特別視し、外国人が優れた者であるという思想がうかがえる。例えば「外国人ニ接対スルハ信義ヲ第一トシ皇国ノ声誉ヲ失ハサル様心懸クヘシ」、「諸学科ニ付相雇候上ハ其學術専門ニ使用可致候外国人之内其私利ヲ食リ專業之外日本内国人ト引合商売等相營度旨願出候トモ差許ヘカラス」と規定されている。ところが一方では、外国人には色々な者がいるから、よく吟味して採用せよとの規定もある。

(29) 官令全報第八〇号明治三年五・六月之部。小笠原書房（明治一六年）三頁参照。

(30) 官令全報第七八号明治三年九・十月之部、小笠原書房（明治一六年）一七頁参照。

(31) 同書一八頁参照。

(32) 官令全報第七七号明治三年閏十月之部、小笠原書房（明治一五年）四―六頁参照。

(33) マルクス・エンゲルス「共産党宣言」マル・エン全集（大月書店、一九六〇年）四八〇頁。

(34) 平野義太郎「日本資本主義社会の機構」岩波書店（昭和四八年）二七三頁。この地租改正の本質については、かつて日本資本主義論争の一環として、講座派と労農派との対立があった。地租改正の全文については、官令全報第四四号明治六年七月之部、弘令社（明治一三年）八八頁以下参照。

(35) 官令全報第四四号明治六年七月之部、七〇頁以下参照。ここでは、第二条で「前二掲記セシ物類凡日本國中ニ於テ発見スル者ハ都テ日本政府ノ所有ニシテ独政府ノミコレヲ採用スル分義アリ」と規定し、第四条で「日本ノ民籍タル者ニ非サレハ試掘ヲ作シ坑区ヲ借り抗物ヲ採製スル事業ノ本主或ハ組合人ト成ルコトヲ得ス」と規定している。「日本坑法」の研究としては、石村善助「鉱業法」日本近代法発達史第三卷（勁草書房、一九五八年）所収、一八一頁以下が存在する。

(36) この条約は第八条で日清両国相互に治外法権を認めていた。政府は、それを受けて一八七三年一〇月八日に太政官布告第三三七号で「清国在留御人心得方規則」を制定した（官令全報第四一号明治六年十月之部、弘令社、明治一二年、二―三頁参照）。

(37) 条約では形式的には平等であった。第一款では「朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ權ヲ保有セリ嗣後両国和親ノ実ヲ表セント欲スルニハ彼此互ニ同等ノ礼儀ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜嫌スル事アルヘカラス（傍点は筆者）」と規定していたが、第一〇款

(38) では「日本国民朝鮮国指定ノ各口ニ在留中若シ罪科ヲ犯シ朝鮮国人民ニ交渉スル事件ハ総テ日本国官員ノ審断ニ帰スヘシ若シ朝鮮国人民罪科ヲ犯シ日本国民ニ交渉スル事件ハ均シク朝鮮国官員ノ查弁ニ帰スヘシ」として、朝鮮開港地における日本の片務的領事裁判権を認めていた。したがって第一款の「自主ノ邦」とは、朝鮮が清の属国ではなく清から自主であることを示しているにすぎない不平等条約である。このことについては、井上瀧・鈴木正四「日本近代史」上、合同出版社（一九六四年）六八頁、時野田勝「明治初年の外交」岩波講座日本歴史第一五巻（岩波書店、一九六七年）所収、二四八頁参照。なお、この条約は、一八七六年三月二二日に太政官布告第三四号として告示された。官令全報第一八号明治九年三月之部、弘令社（明治二年）四頁以下参照。この修好条規第一〇款は、日米修好通商条約第六条（アメリカの日本における片務的領事裁判権を規定した条項）と酷似している。

(39) 詳細は、官令全報第三号、弘令社（明治九年）九〇頁以下参照。

(40) 官令全報第三六号明治七年七月之部、弘令社（明治二年）一七頁参照。通行免状の書式については、一八七五年（明治八年）一月七日内務省乙一六〇号で定められている（官令全報第二二号明治八年十二月之部、弘令社、明治二年、二八一―九頁参照。さらに一八七四年八月一〇日に、内務省乙五〇号で、「外国人旅行ノ儀取扱振身分等級有之者ハ従前ノ通平民ハ外務省免状ヲ以テ通行ノ事」とされ（官令全報第三五号明治七年八月・九月之部、弘令社、明治二年、五三―四頁参照）、一八七五年一月五日

には、内務省乙一五九号で「外国人旅行ノ節免状記載ノ身分ヲ以取計フヘキ」とされ（官令全報第二二号明治八年十二月之部、弘令社、明治二年、二八頁）。一八七四年内務省乙五〇号に違反した事件については、官令全報第二五号明治八年八月之部、弘令社（明治二年）二二―三頁参照。

(41) 官令全報第三九号、弘令社（明治二年）五〇頁参照。

(42) 法務省入国管理局編「出入国管理とその実態」昭和四六年版、一〇五頁。

(43) 法務省入国管理局編、前掲書、一〇六頁。

(44) 明治政府は、直接間接に資本主義経済の保護育成を目指して、太政官札をはじめとする膨大な不換紙幣を発行し、人民の富（財）を国家へと収奪してきた。その中心的役割を果たしたのが、一八七四―一八八〇年にかけて全国的に実施された地租改正である。その結果、租税収入の八〇・五パーセント（一八七五―七九年の五カ年間の平均）をも占める地租が金納になり、その額が固定化していくと、従来、人民の富を収奪するために政府の採用してきたインフレ政策は、政府に対しても不利になった。また政府のインフレ政策により大商業資本に集められていた金禄公債は、その市場価格が下がる一方であった。

(45)

一八八一年一〇月、首相に松方正義が就任すると、デフレ政策への転換が人民に苦痛をしいることを承知の上で、政府はデフレ政策を採用した。その結果、酒造税をはじめとする各種の間接税が一挙に二倍以上に引き上げられ、また地租に付加される地方税を、本税の五分の一から三分の一にあげた。そして地租・地方税等の「不納人員」は、A表のように一八八三年より急増し、八五年には頂点に達している。またB表におけるように、不納原因において「貧困」による不納は、八五年には八〇パーセントにも達している。

A表 地租・地方税・区村費の不納(公売等処分を受けた)人員

一八八三年	八四年	八五年	八六年	八七年	八八年	八九年	九〇年	九一年
三三、八四五人	七〇、六〇五	一〇八、〇五五	六二、三三六	三五、〇九六	二一、六八九	七、九六六	三九、二四七	六七、三三九

B表 不納原因種類

不納者種類	一八八三年	八四年	八五年	八六年	八七年	八八年	八九年	九〇年	九一年
貧 困	二四、〇四八人	五、五〇八	八六、六九〇	四、三三七	三三、〇五三	六、七二六	五、六八九	一九、八六五	三〇、五〇一
怠 慢	九、三三八	一四、八八七	一九、八八六	一六、六九七	一三、〇四四	四、八九一	二、二八一	一九、三三八	三六、七六
不 詳	四七九	一、三〇〇	一、五四九	一七三	一	一	一	一	一
貧困ノ百分比	七%	七%	八〇%	七%	六三%	五%	七%	五%	四六%

(平野、前掲書、六三頁による)

(46) この過程において、地租五円以上を納める選挙権者数および地租一〇円以上を納める被選挙数は、C表、D表に示すように激減している。

C表 地租五円以上を納める選挙権者数

年次	一八八一年	八二年	八三年	八四年	八五年	八六年	八七年	八八年	八九年
選挙権者数	一、八〇九、六〇〇人	一、七四四、〇四二	一、七七八、〇〇〇	一、六六二、四一九	一、六三七、一三七	一、五三二、九五三	一、四八八、二〇七	一、五〇五、一八三	一、四六二、一八三
一八八一年を 一〇〇とした 場合の係数	100	九四	九四	九三	九〇	八四	八二	八三	八二

D表 地租一〇円以上を納める被選挙権者数

年次	一八八一年	八二年	八三年	八四年	八五年	八六年	八七年	八八年	八九年	九〇年
被選挙権者数	八七九、三三七人	八七六、八四〇	八七二、七六三	八四九、二四四	八四〇、九六五	八〇九、八八〇	八〇二、九七五	八〇三、七九五	八二四、〇三三	七五五、四二三
一八八一年を 一〇〇とした 場合の係数	100	九八	九八	九七	九六	九三	九二	九二	九三	八六

年次	一八八一年	八二年	八三年	八四年	八五年	八六年	八七年	八八年	八九年	九〇年
被選挙権者数	六三二、三六二	五九三、二七三	五九八、八〇三	五七四、二六九	七二	六七	六七	六五	七二	六五
一八八一年を 一〇〇とした 場合の係数	100	九四	九四	九一	九一	九一	九一	九一	九一	八六

- (平野、前掲書、七一―二頁による)
- (47) 一八八〇年に、政府は、巨額の人民の富を収奪してつくられた官営工場・鉱山を、陸海軍工場を除いて、つぎつぎに三井、三菱、住友、安田、渋沢等の政商へ払い下げを決定した。これは政商の産業資本への転化を助長する政策のあらわれである。
- (48) 工鉱業における一八八四年の会社数は、三七九であったものが、一八九〇年には二二八四と六倍にふえ、公称資本金では、五〇四万八千円から七七五万円へと一五倍以上も増加したのである。また民間企業を中心をなす綿糸紡績業においては、工場数で一八八六年に二〇であったものが、一八九〇年には三〇にふえ、紡錘数では、七一、六〇四錘から二七七、八九五錘へと約四倍にふえ、綿糸生産高では、一五、五六八梱から一〇四、八三九梱へと約六・五倍に増加した(大久保利謙編「近代史史料」吉川弘文館、昭和四〇年、二八九頁以下参照)。
- (49) 井上案は列国公使と予備会談をかさね、一八八三年六月に提案されたもので、その骨子は、(一)改正条約実施後五年たてば、内地を全面的に外国人に解放し、外国人の日本内地における旅行・居住・営業・不動産所有の権利を日本人と同等に認める、(二)内地解放と同時に治外法権は撤廃する、(三)日本の裁判所に外国人の判事を任命し、外国人が被告の事件は、外国人判事が多数を占める法廷で裁判する、(四)日本の法律を欧米の原理に従って制定し、英文で外国に示し、その審査をうける、というものであった。
- (50) 一八八九年に、大隈案は秘密で行なわれていたものが民間にもれ、政府部内の派閥対立もからまり、一〇月にほうむり去られた。それは基本的に井上案を踏襲し、その上で、最恵国待遇を無条件で外国に与えないこと、外国人判事は大審院に限って任用することなどにおいて井上案を改善したものである。
- (51) 青木案は一八九〇年(明治二三年)二月以降、山形有朋内閣の青木周蔵外相によってすすめられたもので、(一)六カ年後に法権・税権ともに完全に回復する、(二)そのかわりとして日本の内地は開放する、(三)外国人判事の任用や法典予約は全く行なわないということをその骨子としている。この交渉は、一八九一年五月の大津事件により青木外相が辞任したので中止された。
- (52) その要点は、(一)批准後五年で効力が発生する、(二)発効と同時に治外法権は完全に解消する、その代りに、日本の内地は全面的に解放され、イギリス人の居住・旅行・営業の権利を認める(但し土地の所有権は与えられない)、(三)最恵国待遇は互恵主義とする、(四)条約の有効期限は一二年とする、ということである。
- (53) 以下における法令は、原則として法令全書による(静岡大学附属図書館には法令全書がなく、官令全報が存在するので、それに出ている明治一八年までの分については、官令全報によった)。
- (54) 当時の中国人労働者の実情について、法務省入国管理局編、前掲書、一〇七頁は、「中国人は低賃金労働者として世界各地に進出



し、問題となっており、すでにアメリカ、オーストラリア、カナダでは中国人労働者の入国を禁止する措置をとっていた。資本主義経済の上昇期にあつたわが国が、低廉な労働力を必要とする時期にこの措置をとつたことは、中国人労働者移民問題を未然に防いだものといえよう」と述べている。

(55) 宮崎「日本における外国人の法的処遇」一七頁。

(56) 下関条約では、その第一条で「清国ハ朝鮮国ノ完全無欠ナル独立自主ノ国タルコトヲ確認ス、因テ右独立自主ヲ損害スヘキ朝鮮国ヨリ清国ニ対スル貢獻典札等ハ将来全ク之ヲ廃止スヘシ一（大久保編、前掲書、二八一頁）」といひ、従来の日本の主張を清に対して押しつけたのである。

(57) そのことはE表となつてあらわれる。

E表 日清戦争前後における会社総資本額の比較（単位千円）

年次	農業(含水産業)		商 業		工 鉱 業		水陸運輸業		合 計	
	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金
一九三三年	一七二	二、五四三	八四六	三六、七四四	二、九一九	六、三五九	一九五	九〇、三四〇	四、三三三	二〇九、八六五
一九二五年	一三六	一、五三三	一、一五二	三三、八五五	九四四	五、七三九	二二七	八九、九六一	二、四四八	一四四、〇四七
一九一七年	一四八	二、三三〇	三、六〇〇	三六、〇三七	一、八八一	一、五、三八一	四四四	一六四、六四四	六、二二二	五三三、五三三
一九〇九年	一七六	二、三〇四	四、六一九	三三、五七七	二、三三三	一、四七、七三三	五三三	一九八、二四七	七、六三二	六三三、八二〇
一九〇二年	二〇六	二、六四六	五、三三三	四一、七、二九二	二、四七七	一、六、二九三	五九六	二四三、三三五	八、六〇三	八一九、四四六
〇三年	二四九	三、一九七	五、八五五	四三、一、六八〇	二、四四一	一、七〇、三六六	七〇三	二六三、三三三	九、二四七	八七七、六〇六

（大久保編、前掲書、二九二頁による）一九三三年までの工鉱業には資本金一百万円以上の個人営業を含み、一九三三年までは銀行、取引所等を除外、一八九六年以降はこれを商業中に含む。

(58) 平野、前掲書、二二〇頁は、「貧農・小作人の窮乏と貧困とは、農村においては、何等の根本的解決をみることなくして、恒常的に存在し、あらゆる種類の副業・問屋制に従属する家内工業労働を営むか、子女を紡績工場にプロレタリア化せしめるか、みつか

(59) からも半プロレタリア化するか、そのいづれか(又、そのいづれも)の方法をとらねば、そのますます窮乏する農家家計を支えることはできなかつた」という。そして一八九七年(明治三〇年)の米価の騰貴が、米騒動の契機となつたのである。

(60) このストライキに対し、首謀者は、工業妨害罪(旧刑法二六九条)に問われ、三名が重禁錮二月、三名が重禁錮一月に処せられた(平野、前掲書、一四三頁参照)。

(61) 井上・鈴木、前掲書、二二〇頁。

(62) 日露戦争の歴史的性格を明らかにするには、極東をめぐる帝国主義的国際情勢、なかんずく極東における帝国主義の成立と帝国主義列強国相互の矛盾・対立を明らかにし、それを分析の基本的視点としなければならぬ。また日露戦争に関連して、レーニンは「アメリカとヨーロッパにおける、ついでまたアジアにおける資本主義の最高の段階としての帝国主義は、一八九八—一九一四年ごろまでに完全に形づくられた。スペイン—アメリカ戦争(一八九八年)、イギリス—ボーア戦争(一八九九—一九〇二年)、日露戦争(一九〇四—一九〇五年)、一九〇〇年のヨーロッパの経済恐慌——これらが、世界史の新しい時代の主要な歴史的道標である」と述べている(レーニン「帝国主義と社会主義の分裂」レーニン全集第三卷、大月書店、一九六四年、一一三頁)。

(63) 例えば、紡績業では、一日平均の運転紡績数は、一九〇三年の一二九万鍾から一九一四年の二四二万鍾に、生産高は八〇万梱から一六七万梱に増大した(井上・鈴木、前掲書、二二二頁参照)。

とりわけ普通銀行は、合同して消滅したり、解散・破産により廃業したりして(F表参照)、五大銀行(第一・三井・三菱・住友・安田)の全国普通銀行における地位は高まつた。

F表 普通銀行消滅数

年次	一九〇一年	〇二年	〇三年	〇四年	〇五年	〇六年	〇七年	〇八年	〇九年	一〇年	一一年	一二年	一三年	合計
消滅数	七	五	五	四	三	三	八	三	三	三	一	六	五	
資本金	千円 二、一七〇	七三三	九七五	六七〇	二九〇	四三〇	一、六三五	二、一五〇	三、九二〇	三、七二〇	三、七二〇	一〇〇	八、〇五〇	二一、四三三
解散破産 廃業数	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
資本金	千円 六、九三七	三、六六三	四、七五三	六、七五三	三、七六六	四、二九三	二、一五〇	三、九六六	一〇、〇七〇	二、六六〇	一、四三〇	一、九四〇	五、三、三六七	

(64) その「保護国」の本質は、第二次日韓協約の前文および第一条に掲げられていることにほかならない。

日本国政府及韓国政府ハ両帝国ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシメンコトヲ欲シ韓国ノ富強ノ実ヲ認ムル時ニ至ル迄此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

第一条 日本国政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓国ノ外国ニ対スル關係及事務ヲ監視指揮スヘク日本国ノ外交代表者及領事ハ外国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ(傍点は筆者)

(65) 人民大衆からの土地の収奪は、資本主義的生産様式の基礎をなすものである。このことについて、マルクスは、「本源的蓄積の歴史において歴史的に画期的なものといえば、資本家階級の自己形成に槓杆として役だつすべての変革がそうであるが、わけでも、人間大衆が突然かつ暴力的に彼らの生活維持手段からひき離されて、無一物なプロレタリアとして労働市場に放りだされる瞬間がそうである。農村生産者・農民・からの土地収奪は全過程の基礎をなす」と述べている(マルクス「資本論」1、長谷部文雄訳、河出書房、昭和三九年、五六三頁)が、このことは、植民地における土地収奪についても妥当するであろう。

(66) 中国では、一九〇〇年に義和団の乱があり、それは衝動的ではあったが、最初の人民の列強帝国主義への反撃であり、孫文らの指導する中国革命同盟会が一九一一年一月一日に武昌に降起し、一九一二年二月の辛亥革命により清朝は滅亡し、新中国が誕生したのである。

(67) 対支二十一箇条は、全部で五号二一カ条から成っている。第一号は「山東省ニ関スル件」であり、四件より成る。その第一条で、支那国政府ハ独逸国カ山東省ニ関シ条約其他ニ依リ支那国ニ対シテ有スル一切ノ権利利益讓与等ノ処分ニ付日本国政府カ独逸国政府ト協定スヘキ一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス  
といつており、第二号は「南滿州及東部内蒙古ニ関スル件」で七件より成る。その第一条で、

両締結国ハ旅順大連租借期限並南滿州及安奉兩鉄道各期限ヲ何レモ更ニ九十九ヶ年延長スヘキコトヲ約ス  
といひ、第四条で、

支那国政府ハ南滿州及東部内蒙古ニ於ケル鉞山ノ採掘權ヲ日本国臣民ニ許与ス其採掘スヘキ鉞山ハ別ニ協定スヘシ

という。第三号は「漢冶萍公司ニ関スル件」で二件より成り、第四号は「一般沿岸島嶼不割讓ニ関スル件」で一事件より成り、第五号は「懸案其他解決ニ関スル件」で七件より成っていた。この第五号の要求に対して、中国は最も強く反対した(文部省編「日本外交年表並主要文書」による)。

(68) 井上晴丸「独占資本主義の確立」岩波講座日本歴史第一九卷(岩波書店、一九六三年)所収、一一二頁。

### 三 独占段階と外国人法制

1 第一次世界大戦という帝国主義戦争において、直接的被害をこうむらず、かえって諸外国への輸出の急増により、独占資本主義段階に移行した日本経済に裏打ちされて、政府は本格的な外国人管理に手をつけた。一九一八年（大正七年）一月二四日に公布され、二月一日に施行された内務省令第一号「外国人入国ニ関スル件」がそれである。その第一条では、次に掲げる者を地方長官は上陸禁止にすることができるとされた。

- 一、旅券又ハ国籍証明書ヲ所持セサル者
  - 二、帝国ノ利益ニ背反スル行為ヲ為シ又ハ敵国ノ利便ヲ図ル虞アル者
  - 三、公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アル者
  - 四、浮浪又ハ乞食ノ常習アル者
  - 五、各種伝染病患者其ノ他公衆衛生上危険ナル疾患アル者
  - 六、心神喪失者心神耗弱者貧困者其ノ他救助ヲ要スヘキ虞アル者
- また第三条では、渡来する外国人は警察官吏の請求に応じて旅券または国籍証明書を提示し、その他必要な取調べに対して真実なる陳述をなすことが義務づけられ、第四条では、第三条に違反した者、または他人名義の旅券もしくは国籍証明書を使用し、あるいは虚偽の方法により査証を受けた者には、地方長官が上陸禁止、退去強制を命じうる事が定められた。

ここで注意すべきことの第一は、この省令が列国の帝国主義戦争の最中に日本独占資本主義の手により制定されたことであり、第二は、この省令がこれ以後の規定（一九三九年内務省令第六号、一九五一年政令第三一九号）の根幹をなすという点である。

前者については、歴史的にはすでに詳細に述べてある。ここで注意しなければならないことは、一般条項が多用されていることである（帝国主義段階における国家と一般条項との結びつきについては、すでに詳細に論じられているので、ここでは省略する）。具体的に検討すると、第一条で、「帝国ノ利益」、「敵国ノ利便」、「公安」、「風俗」、「虞アル」、「常習」、「公衆衛生上」および「救助ヲ要スヘキ」等の規定があり、また第三条には「必要ナル事項」とか「真実ナル陳述」等と規定されている。これらは、その取締りを警察がすることとあいまって、より一層の治安立法とみることができらるであろう。

つぎに後者についてみると、以後の規定は条文の数も多くなり（一九三九年省令は二〇カ条から成り、一九五一年政令は九章七八カ条から成っている）、具体的な手続や罰則も規定され複雑になっているが、それらの法令を通じて一貫して流れているものは、一九一八年省令に代表される一般条項による上陸禁止、外国人に課せられた提示義務・陳述義務および退去強制である。すなわち治安立法で外国人を管理せんとする方向は、全く変わっていないのである（具体的な検討は当該法令のところそれぞれなされるであろう）。

2 日本は第一次世界大戦中に占領した南洋諸島を、その後委任統治領という形で支配することとなった。この南洋諸島は、椰子油・燐鉱・燐酸塩をすこし産出するくらいで、経済的意義よりも、軍事的意義のほうがより大きかった。<sup>(2)</sup> それ以外の植民地からとれる産物は、台湾の砂糖・米・塩・天然樟脳・バナナ・パイナップル・茶であり、朝鮮の米・金・電力・軽合金・鉄合金、樺太のパルプ、関東州の塩<sup>(3)</sup>であった。これらの産物（原料）だけでは軍事的要求も工業上の要求も充たすことができず、石油・ゴム・ボーキサイト、さらには十分ではない棉花・羊毛・塩を求めて、インドネシア・ビルマ・マレー半島・中国を手に入れんとした。この構想が「大東亜共栄圏」の構想であった。

日本独占資本主義は「大東亜共栄圏」の完成を目指して、幾多の曲折を経ながらも、軍国主義の道をかけおりたのである。

第一次世界大戦の最中における重工業部門の発展を契機に、独占資本主義に移行した日本経済は、大戦がもたらした異常な繁栄が過ぎ去ったあとで、アメリカなどの先進資本主義国に先行して慢性的恐慌におそわれた。すなわち一九二〇年（大正九年）の戦後恐慌<sup>4</sup>、一九二三年（大正一二年）の震災恐慌、一九二七年（昭和二年）の金融恐慌<sup>5</sup>、一九二九年（昭和四年）から一九三三年（昭和八年）にかけての世界恐慌がそれである。これらの慢性的恐慌を媒介にして、日本独占資本主義は成長し、金融寡頭制を経て、国家独占資本主義へと発展したのである。

このような独占資本主義の発展とともに、軍国主義化を強め、中国大陸への侵略を強行したのである。一九二七年（昭和二年）から二八年にかけての二次にわたる山東出兵を行ない、一九三一年（昭和六年）九月一八日夜の奉天（瀋陽）近郊の満鉄線路が日本軍によって爆破され、それを中国軍の挑発的犯行と称して直ちに中国軍兵營への攻撃を開始した（満州事変）。そして三二年三月には、「王道楽土、五族協和」をスローガンに「満州国」の「建国」宣言が発せられ、九月には日本政府はこれを承認した。そこで「日満議定書」が調印され、日本軍国主義勢力のカイライ政権である「満州国」とそれを承認した日本とのあいだで、植民地化が確認されたのである。

この日本軍国主義の動きは、世界世論の中で孤立し、国際連盟がリットン報告<sup>6</sup>を採択（四二対一）したのを機に脱退を決意し、一九三三年（昭和八年）三月二七日、国際連盟を脱退した。さらに同年五月に塘沽停戦協定を結び、ここに満州事変が一段落し、国内に小康状態をもたらしたのである。この小康状態のもとで、いわゆる和協外交が展開され、三四年後半から三五年前半にかけて、一定の成果があった<sup>7</sup>。しかし軍部の意向はかわらず、三五年五月二九日に、「支那駐屯軍は、東北義勇軍の孫永勤部が塘沽協定に『違反』して河北省東部の停戦区域から熱河に『侵入』したことや、天津の日本租界で親日派新聞社長が暗殺されたことなどを口実に」<sup>8</sup>華北侵略を再開した。

国内的にみると、一九三五年に天皇機関説問題により政局がゆさぶられ、満州事変以来の小康状態を混乱にまきこんだ。翌三六年二月二六日に、二・二六事件がおこり、叛乱は無血のうちに鎮圧されたが、これを契約に軍部独裁を一挙に

前進させ、「いよいよ本格的に『東亞大陸における帝国の地歩を確保するとともに南方海洋に發展を期する』という国策大綱の具体化がはじまった。」<sup>9)</sup>そこで日独防共協定を締結し、反ソと反英米仏を柱とする国際的ファシジムの枢軸を形成した。そして一九三七年（昭和十二年）七月七日の蘆溝橋事件を契機として、翌三八年には、中国屈服を目指す本格的侵攻作戦を開始した。これに呼応し、三八年三月、国家総動員法が成立した。この法律は「戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム）ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」ことを目的とした広汎な委任立法である。

このような情勢、すなわち国内的には軍部独裁による軍国主義一色にぬりつぶされており、対外的には日華事変の最中に、内務省は一九一八年の内務省令を廃止し、新たに、一九三九年（昭和十四年）三月一日に内務省令第六号「外国人ノ入国、滞在及退去ニ関スル件」を公布し、五月一日より施行した。

この省令は二〇カ条より成り細かい規定がおかれるようになった。たとえば、第一条で外国人の「入国」とは一五日以上、「通過」とは一五日未満滞邦することをいうとされ、また第五条で、各寄港地で警察官吏の査閲を経た後でなければ、入国も通過もできないとされ、その場合上陸港では申告書を提出することが定められた。さらに「通過」として上陸を許可された者は一五日以上の滞在を許されず、滞邦期間を延長する場合には、満了一〇日前迄に延長許可願をしなければならぬ（第七条）。第八条では外国人を宿泊させた者は、一二時間以内に警察署長に届け出ることが義務づけられた。

ところで一九一八年省令と比較してみると、一九一八年省令の第一条は三九年省令の第二条となり、第二条は第四条となり、第三条は第一四条となり、第四条は第一八条となった。つまり三九年省令の特徴としてあげられるのは、（一）この省令は一八年省令をそのまま引き継ぎ、治安的観点より新たな規定を加えたものであること、（二）防諜の意味をこめて第一二条が生れたこと、（三）第一九条、第二〇条に、省令に違反した場合の刑罰を規定していること、であろう。

第一の点については、すでに述べたが、一八年省令第一条は「其ノ上陸ヲ禁止スルコトヲ得」とされ、裁量的上陸禁止

であったものが、三九年省令の第二条は「其ノ入国又ハ通過ヲ禁止スベシ」とされ、必要的上陸(通過)禁止となった(傍点は筆者)ことがつけ加えられるであろう。

第二点については、第一二条で、

第九条ノ届出ヲ為シタル外国人ニシテ旅券若ハ国籍証明書又ハ之ニ代ルベキ証明書ヲ取得シ得ザル者満州国又ハ支那ニ旅行セントスルトキハ……居住地所轄警察署長ニ旅行証明書ノ下付ヲ願出ツベシ

と規定し、当時軍部が中国侵略を行なっていることと考えあわせ、まさにこの規定は防諜的意味をもっていたものである<sup>(10)</sup>。

第三点。一八年省令には刑罰規定は存しなかった(第三条の陳述義務も刑罰を伴う強制ではない)が、三九年省令では、義務を伴う規定に違反した場合にはほとんど刑罰が加えられることになり、退去命令に違反した場合および退去強制事由に該当した場合には「三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百円以下ノ罰金(二〇条)」に処せられる。このように刑罰規定をおくことにより、三九年省令をより実効あらしめようとしたのであろう。

さらには第一〇条で、一八九九年内務省令第三二号の第七条と同様に、警察署長は外国人居住登録簿を作製し、届出を登録することになった。また第一八条で、一八年省令よりも退去強制事由が大巾にひろげられた<sup>(11)</sup>。それより、入国(通過)禁止事由(第二条第一項)に該当するものは、退去強制を命ぜられることになった。

以上みてきたように、一九三九年省令は、独占資本主義段階における外国人法制として、一九一八年省令と本質においては同一のものであるが、当時の国内外の情勢——特に軍部の独裁——に規定されて、より一層の治安立法としての側面をもつようになった。

これら二つの外国人法制を概観して、さらに指摘しておかねばならないことが二、三ある。一つは、開国以来日本では、外国人法制は法律によらず命令で規定されてきたということである。それは、背後に「外国人は、憲法上国内に居住



する自由を保障されていないのだからその取扱いは法律に基づく必要はない、という考え方<sup>12</sup>が存在したからであろう。さらに、出入国・在留の取締りが警察により行なわれていたことも指摘されねばならないであろう。このことは形式的にはヨーロッパ諸国の外国人法制と類似している<sup>13</sup>。しかし本質においては、当時の日本の警察は、行政検束権をもち、司法による審査を受けずに、警察当局が出入国・在留を管理しており、まさに治安政策の一環として外国人管理がなされたのである<sup>14</sup>。

3 さらに、特に取り上げなければならぬ問題に、「当時日本国民であり、現在のわが国においても特殊な外国人としての地位を占める朝鮮人<sup>15</sup>」の扱いがある。

ここで法務省入国管理局編「出入国管理とその実態（昭和四六年版）」により、公式説明による在留朝鮮人の推移に目を向けてみる。

一九一一年ごろは在留朝鮮人は四〇〇〇人余りにすぎなかったものが、大正中期以後になって数多くの者が移住するようになった。その背景には、朝鮮本土における人口増加がある。「特に、南朝鮮における農村の過剰人口が鉱工業の未発達な朝鮮内では吸収されないために、低賃金労働者として日本内地に渡航することとなった<sup>16</sup>。」そして一九三八年末には在留朝鮮人は約八〇万人を越えるに至った。このように多数の者が住むようになると、治安・労務の両面から社会問題化したので、「政府は行政措置により、生活の見通しのたたない者の渡航阻止を行なった<sup>17</sup>。」その後、軍部独裁による戦時体制の強化に伴い、国民動員計画が策定され、それには朝鮮人労働者も含まれることになった。一九三九年（昭和十四年）九月から「朝鮮内の指定された地域で企業主が渡航希望者を募集し、」四二年二月からは、「その募集が総督府のあっ旋により行なわれ、」四四年九月からは、「国民徴用令により行なわれた<sup>18</sup>。」そして一九三九年九月以降、日本内地に連れてこられた朝鮮人労働者は、総計六三万五千人余りであったが、その後の変化により終戦当時にその事業現場にいた者は、三二万二千人余りであるという。このほかの軍人・軍属として日本内地にいた者（約一一人）および一般朝鮮人を加える

と、終戦当時の在留朝鮮人は、総計約二〇〇万人に及んだといわれる。これらの朝鮮人は、第1表の示すように、六大都市を含む都府県、朝鮮に近い福岡・山口・広島三県および北海道の炭鉱地にも在留し、以上の一〇都道府県に在留する朝鮮人は、日本内地に在留する全朝鮮人の約四分の三を占めていたことになる。

第1表 戦前における都道府県別  
在留朝鮮人数

都道府県		昭和5年	昭和18年
総数		419,009	1,882,456
六大都市を含む府県	大阪府	96,943	395,380
	東京都	38,355	123,126
	兵庫県	26,121	135,170
	京都府	27,785	74,079
	愛知県	35,301	126,325
朝鮮近接地	福岡県	13,181	54,795
	山口県	34,639	172,199
	広島県	15,968	132,526
北海道	北	11,136	68,274
	海	15,560	82,950
その他	北	104,020	517,632
そ	海		

以上が政府による公式の説明であるが、事実の真相はもっと悲惨な、もっと赤裸々な、朝鮮人にとって屈辱に満ちたものである。<sup>(19)</sup>

レーニンはその著「帝国主義」の中で、帝国主義段階における植民地労働力の役割について論じている。それによれば、帝国主義の諸特質の一つとして、「帝国主義諸国からの移民の減少と、これらの諸国への、労賃のより安い、おくれた国々からの移入民（労働者の流入と一般人の移住）の増大とがある」という。<sup>(20)</sup>そして帝国主義は、肉体労働を——最

初は農業労働と鉱山労働を、のちには下賤な工場労働をも——植民地からの移住者に行なわせ、労働者のあいだに階級を生じさせ、労働者の「上層」と「本来の、プロレタリア的、下層」とのあいだに系統的区別をもうける。その結果、「帝国主義は、労働者のあいだでも、特権をもつ部類を遊離させ、これをプロレタリアートの広汎な大衆から引きはなす、という傾向をもっている」<sup>(21)</sup>ことになる。

このようなレーニンの分析は、日本の朝鮮における植民地支配にも妥当する。日本帝国主義は朝鮮を領有したその日から、朝鮮人民の富を収奪し、彼らの生活手段を奪い、彼らを日本独占資本主義のための安い労働力たらしめたのである。この安い労働力を日本内地に移住させ、肉体労働——炭鉱・鉱山などもっとも骨の折れる苦しい労働部門——につかさせた。「とくに大陸侵略と太平洋戦争の時期に日本帝国主義は戦時の労働力不足を解決するために朝鮮に戦時徴用制度を実施し、数多くの朝鮮人男女を強制的に徴用して前線の労務者として投入したか、または日本へ引っぱっていった」<sup>(22)</sup>のである。

「日本帝国主義は、強制的に引っぱっていった朝鮮人を文字どおり牛馬のように酷使しながらも、かれらに最低生活費すら保障しなかったし、あらゆる民族的蔑視と虐待をくわえた。これによって数十年間、はかり知れないほど多くの朝鮮人が日本で苦役にしいたげられ、貧困にさいなまれ、飢えや寒さにふるえたあげくうらみをのんで死んでいった」<sup>(23)</sup>といわれている。

- (1) 特に宮内省「現代刑法における行為責任主義の原則」岩波講座現代法第一卷（岩波書店、一九六五年）所収、一六六頁参照。
- (2) 第一次世界大戦において、日本と同様にほとんど損害を蒙らなかつたアメリカは、今や世界で一流の帝国主義国となり、太平洋覇権をめぐる、日本帝国主義と対立を深めることとなった。それにつれて、南洋諸島のもつ軍事的意義はしだいに大きくなり、日本にとつて、南洋諸島は重要なものとなった。
- (3) 南洋諸島が太平洋における戦略的要地であつたのと同様に、関東州は、日本帝国主義の中国への侵略基地として、また満州経営の中心地として重要な意味をもつていた。
- (4) この戦後恐慌を契機にして、大戦中に中国市場からしめ出されていた欧米商品は、中国市場に復帰しはじめた。それにより、中国

市場はふたたび新たな国際資本戦のつぼと化したのである。

(5) 「二七年金融恐慌は、戦後の反動恐慌以来政府・日銀の救済融資Ⅱ特別融通によってカヴァーされ蓄積されてきた矛盾が爆発したものであったが、金融恐慌はまたさらに特別融通Ⅱ信用膨張を激化させた。」その結果、日銀は資産内容が悪化し金融市場に対する統率力を失い、日本の国際収支は破産に近づき、弱小資本が整理され大銀行その他の金融機関に資本が集積・集中された（小野義彦「金融寡頭制の確立」岩波講座日本歴史第二〇巻（岩波書店、一九六三年）八七頁以下参照）。この金融恐慌を、平野教授は「独占の進展、その国家との癒着の新たな発展」といわれる（平野、前掲書、三七六頁参照）。

(6) リットン報告によれば、柳条溝事件は自衛権の発動ではないとされ、さらに満州国を否認した。

(7) 中国は一方で満州国不承認の原則を維持しながらも、他方で三四年七月には満州国との列車の乗り入れを認め、一二月には税関を開設し、翌三五年一月には郵便の開通を実現した。三五年五月には日中両国の大使交換が実現し、和協外交は頂点に達した。

(8) 今井清一・野沢豊「軍部の制覇と日中戦争」岩波講座日本歴史第二〇巻所収、二八四頁。

(9) 中山研一「現代社会と治安法」岩波新書（一九七〇年）六〇—一頁。

(10) 宮崎「出入国管理法の問題点」七七頁および法務省入国管理局編、前掲書、一〇八頁参照。

(11) 一八八九年省令第四条は、

前条ニ違背シヌハ他人ノ氏名ヲ記載シタル旅券又ハ国籍証明書ヲ使用シ若ハ虚偽ノ方法ニ依リ旅券又ハ国籍証明書ノ査証ヲ受ケタル者ハ……帝国領土外ニ退去ヲ命ズルコトヲ得  
としていたのが、三九年省令第一八条は、

地方長官ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シ帝国領土外ニ退去ヲ命ズルコトヲ得

一 第二条第一項各号ノ一ニ該当スル者

二 他人ノ氏名ヲ記載シタル旅券若ハ国籍証明書又ハ旅行証明書其ノ他之ニ代ルベキ証明書ヲ行使シタル者

三 虚偽ノ方法ニ依リ旅券若ハ国籍証明書又ハ旅行証明書其ノ他之ニ代ルベキ証明書ノ査証ヲ経タル者

四 第五条第一項ノ規定ニ違反シタル者

五 第七条第二項又ハ第三項の許可ヲ受ケズシテ滞邦スル者

と規定し、退去強制事由を拡大した。

(12) 宮崎、前掲論文、七七頁。

- (13) 諸外国における外国人法制については、宮崎編、前掲書所収の諸論文、岡田照彦「入管制度の比較法的検討」ジュリスト第四八三号（一九七一年七月一日号）四七頁以下参照。
- (14) 日本においては、明治以来外国人法制は治安立法としてなされてきた。中山、前掲書はこのことを看過し、戦前治安法の中にあげられていない（同書一七—二〇頁の治安法の系譜1参照）。それに対して現行出入国管理令は、治安立法の一つとして取りあげられている（同書八〇—八三頁の治安法の系譜2参照）。
- (15) 法務省入国管理局編、前掲書、一〇八頁。
- (16) 法務省入国管理局編、前掲書、一一〇—一一二頁。
- (17) 同書、一一一頁。
- (18) 同書、一一一頁。
- (19) 朝鮮人強制連行の実態の調査報告書が、徐々にまとめられている。第二次大戦時沖繩朝鮮人強制連行虐殺真相調査団報告書（一九七二年一〇月）、北海道朝鮮人強制連行真相調査団「北海道朝鮮人強制連行と虐待の実態」（一九七三年五月）参照。
- (20) レーニン「帝国主義」宇高基輔訳、岩波文庫（昭和四二年）一七二頁。
- (21) レーニン、前掲書、一七二—一七三頁。
- (22) 朝鮮民主主義人民共和国の声明——「韓日会談」に関連して（一九六二年二月二三日）——（「在日朝鮮人の法的地位」（在日朝鮮人の人権を守る会）一九六五年、二三八頁以下所収、特に二四一頁）。またこの声明は、「在日朝鮮公民は、過去日本帝国主義植民地統治者によって強制労働に引っぱられていったか、または日本帝国主義のか酷な植民地統治のもとで生きる道を失い、その故郷から追いだされて日本へ流浪した人たちである」という。
- (23) 同声明、二四一頁。

#### 四 むすびにかえて——敗戦・それ以後の外国人法制

1 一九四五年八月一五日、日本がポツダム宣言を受諾して、第二次世界大戦がおわった。九月二日には、降伏文書の署名が行なわれ、日本の統治権は、連合軍最高司令官の制限下におかれることになり、日本への出入国も連合軍最高司令官の指揮・監督に委ねられた。占領下の出入国管理については、すでに詳細に述べられているので、ここでは、簡単に事

実の経過を述べておきたい。

連合軍総司令部GHQは、一九四五年十一月一日に「日本占領及び管理のための降伏後における初期の基本的指令」を出し、一九四六年二月一七日には、引揚げを計画輸送の軌道に乗せるために「朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録に関する覚書」を出し、同年三月一八日には登録が実施され、その登録をもとに非日本人の引揚げを計画的に運営しようとした。さらに四月二日には、「日本における非日本人の入国及び登録に関する覚書」が出され、五月には、GHQは本国に引揚げた非日本人は、連合軍最高司令官の許可のない限り、商業交通の可能となるまで、日本に帰還することは許されない」ことを指示したが、不法入国はあつたをたたず、六月一二日に「日本への不法入国の抑制に関する覚書」を出した。さらに一二月一〇日にも同様の覚書を出した。一九四七年五月二日には、外国人登録令（勅令第二〇七号）が公布・施行され、八月にいたり貿易業者の入国が認められ、一二月には外国船の横浜寄港にさいし、停泊中の六時間だけ、東京・鎌倉・箱根地区への旅行が認められた。また敗戦後も外国人管理は内務省が行なっていたが、一九四八年二月、内務省の解体に伴って法務庁の所管となった。六月には、一週間二四人を限度として観光旅行が許可されるにいたり、一九四九年六月二二日には、入国監理部設置に関する覚書が発せられ、政府は、それを受けて八月一〇日に「出入国の管理に関する政令」（政令第二九九号）を定めた。

こうした現状に対し、GHQは、一九五〇年二月二〇日に「出入国管理機関に関する覚書」、九月一五日に「入国に関する覚書」を出した。このような指令を受けて、政府は九月三〇日に「出入国管理庁設置令」（政令第二九五号）を公布し、一〇月一日に外務省の外局として「出入国管理庁」が設置された。このときから、出入国・外国人登録・退去強制令書発布・収容・護送・送還などの出入国管理が統一的機構によって行なわれるようになった。さらに政府は翌一九五一年二月二八日に「不法入国者等退去強制手続令」を制定したが、その実施前に、GHQより出入国管理及び退去強制手続を含む一般的法令の制定を勧告し、さらに国際復帰にも備えて、一九五一年一〇月四日に「出入国管理令」（政令第三一九

号)が公布され、十一月一日に施行された。

一九五二年四月二八日にサンフランシスコ平和条約が発効し、日本の主権が回復したのに伴い、出入国管理権も日本のものとなった。このときから占領下の政令は本来廃止されるべきものであったが、同日の「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」により、法律としての効力を与えられた。

2 この出入国管理令は、数多くの退去強制事由を認め(第二四条)、退去強制の手続の中には、外国人の基本的人權を侵害する規定が多くみられる。

これに対し、政府は改正(改悪というべきであろう)を企図し、一九六九年以来(七〇年を除く)四回も改正案を「出入国管理法案」(六九年、七一年)もしくは「出入国法案」(七二年、七三年)として国会に上程した(七一年法案は国会に提出されなかった)が、つねに審議未了で廃案となった。政府は改正理由として、「国際関係、国内事情も大きく変化した現在、国の行政に重要な役割を果たす出入国管理行政をそのままポツダム政令によって行なうことは不適當であると考えられるとともに、……現代のごとく一時に大量の出入国者がひん繁に交流する航空機時代にはそぐわなくなっており、国際交通を容易にしようとする査証免除の国際的傾向に順応できないこと、在留資格制度の機能が十分に果たされていないこと、在留管理が退去強制に偏しすぎていることなど、法令の不備が目立ち、流動する現代の諸要請に即応することが極めて困難になってきている」という。そして改正骨子として、六九年法案では、「①短期旅行者の出入国手続を簡素化すること、②外国人の在留管理を合理化すること、③在日朝鮮人・台湾人の地位に変更を加えないこと」等<sup>3)</sup>をあげている。

このような現行出入国管理令の改正は必要であろう。しかしすでに一九六六年一月一六日に国際連合で採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第一二条、第一三条および第二六条などの観点にたち、さらに一九一〇年以來植民地として管理し、日本に強制連行し、今なお在日している在留朝鮮人の扱いを慎重に検討した上で改正されるべき

であろう。

- (1) 宮崎「日本における外国人の法的処遇」一九頁以下、法務省入国管理局編、前掲書、一一二頁以下、法務省入国管理局「出入国管理行政二〇年の歩み」法曹時報二二卷四号三九頁以下。
- (2) 法務省入国管理局、前掲書、八六頁。
- (3) 法務省入国管理局「昭和四七年における出入国管理の概況」法曹時報二五卷二〇号一三一頁。
- (4) 第一三条は、次のように規定している。

合法的にこの規約の締約国の領域内にいる外国人は、法律に従って下された決定によってのみこれをその領域から追放することができるものとし、国家の安全のためのやむを得ない理由により異なる取扱いを必要とする場合の他は、自己の追放を非とする理由を申し立て、権限ある当局により、又は権限ある当局の特に指定する一人又は数人のものにより自己の事件を再審査して貰うこと及びこの目的のために、そのような当局又は人々の前において代理人によって代理して貰うことを許されなければならない。

(一九七三・一一・五脱稿)